

第45期第1回総会

尼崎市立地域総合センター運営審議会会議録

日時：令和7年6月18日（水）

午前10時から午後0時15分まで

場所：地域総合センター今北 集会室1

出席 （委員）濱田会長、寺岡副会長、内田委員、熊本委員、堀委員、中島委員、杉山委員、中桐委員、大橋委員、西田委員（計10人）

（事務局）総合政策局長、文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、
地域総合センター担当課長、地域総合センター担当係長2人（計6人）

（指定管理者）地域総合センター上ノ島所長、地域総合センター神崎所長、地域総合センター水堂所長、地域総合センター今北副所長、地域総合センター南武庫之荘所長、地域総合センター塚口所長、公益社団法人尼崎人権啓発協会1人、株式会社ハウズビルシステム2人、大林ファシリティーズ株式会社大阪支店3人（計12人）

（見学者）重層的支援推進担当2人

1 開会

- （1）開会あいさつ
- （2）会議成立等報告
- （3）出席者紹介
- （4）市代表あいさつ

2 会長及び副会長の選任

会長：濱田委員に決定

副会長：寺岡委員に決定

3 議事

- （1）各地域総合センターから事業実施状況等の説明及び質疑応答について

会長：皆さんのお手元の次第に従って進行していくこととする。

審議会は、6センターのこれまでとこれからについて皆さんに期待なり、意見なりをいただく場ということで、非常に時間がかかるものである。そこで今回はまず、議題1の各地域総合センターからの事業実施状況等の説明及び質疑応答から始めるが、6センターあるため、10分ずつにしても最低1時間になるということである。できるだけスムーズにとはいえ、形式にこだわらず聞きたいことは聞けるようにしたいと思う。

では、今回は6センターの所長に自分たちのセンターがこのようなところを頑張りました、これに困っているの、委員の皆さん、助言をくださいという時間にしたいと思うので、よろしくお願いしたい。

ー地域総合センター上ノ島についてー

所 長：ー資料をもとに説明ー

会 長：上ノ島について、何か質問はあるか。なお、質問は1センターが終了することにお聞きして、最後全体を通しての質問を聞く形としたい。

委 員：人権というものには疎くて、私からは会計面からの質問をしたいが、6センターにお伺いしようと思っている。上ノ島から後のセンターも考えていただきたい。事業を行っていく上で、やはり経理というのが大事になってくるかと思うが、その中で、経理体制、何名ぐらいこの事務に関わって担当をされているのかということと、例えば事業を行う上で、物品の購入が必要になるケースが多々あると思うが、その時に必要とする方が購入も支払も記帳も全て行うようになっているのか。あるいは購入する時には、こういうルートで誰が承認して、支払を別の人が行って記帳も別の人が行ってというその辺のことを少し簡単に説明いただきたい。

所 長：一つ目の経理の体制であるが、経理の担当職員が1名おり、次に会計責任者、それから所長の私、あと法人の方の経理の担当者を通るようになっている。二つ目の物品の購入の際の承認については、担当者が所長の私の承認を得て購入するというような形になっている。

委 員：支払は発注された方が行って、記帳もその方が行っているのか。

所 長：購入はそれぞれ担当者が行うが、記帳は別の会計担当職員が行っている。

委 員：ケースカンファレンスの関係で教えていただきたいが、もともとどうも隣保館は、保健衛生の関係では保健師や栄養士が、福祉の関係ではケースワーカーが、また学校関係では指導主事など、ほとんどの場合は職員が担当していた。それぞれの分野で担当が揃っていたので、例えばケースカンファレンスをする際、行政、職員は個人情報を扱えるので、細かい部分について共有しやすかった。その後指定管理の事業所となったため、民生委員が入ることになり、職員がケースカンファレンスするのに守秘義務というのか、それこそ壁があって、なかなか課題共有が難しいのではというように感じているのである。その辺をどう工夫されているのかと思う。例えば本人同意があれば共有しやすいのかもしれないと思うのだが、なかなかそのような場合がなく、本人の個人情報といったことも考える必要もあるかと思う。そういう際の工夫というのか、上ノ島の方は長くケースカンファレンスをしているので、その辺の対応というか、普段どうされているのかを教えてもらえればと思う。

会 長：上ノ島は直営の時からケースカンファレンスをされていて、指定管理者になってからも月1回ケースカンファレンスを続けているが、併せてメンバーとしてはどういう立場の方がいらっしゃるのかということと、委員が今おっしゃられた守秘義務の関係をどのように工夫しておられるのか、ほかのセンターも是非参考にさせていただきたいと思うので、説明をお願いしたい。

所 長：当センターのケースカンファレンスについては、参加者であるが、尼崎市からは北部保健福祉センター保護課からケースワーカーが、また同じ担当エリアの保健師、あと社会福祉協議会から地域福祉活動専門員にお越しいただいている。あとこちらの方のエリアを担当する立花北と南の地域包括支援センターの担当の方や地域の関係者、民生委員の方にも参加いただいている。そういったメンバーの中での守秘義務の関係であるが、基本的に

は本人同意が必要という話で意識して行っている。その上で確かに委員がおっしゃるとおり、緊急性があるものなど、そういった時には同意が得られにくいものもあるかと思うが、その辺りは守秘義務を守ることを原則として対応している。ケースカンファレンスは、1回の相談で終わるものではなくて、中長期的に継続することが多く、なかなか改善しないこともあるかもしれないが、1か月に一度様子を福祉関係の方に状況報告させていただいて、その都度対応状況に対して意見をもらっている。関係者と連携を取りながら信頼関係を深める中で、行っていくのがいいのではないかと考えているので、その辺りを地道に活動させていただいている。

会 長：委員よろしいか。

ほかいかがが。

委 員：24ページ資料6について、質問したい。少年、成年、成人、高齢層それぞれの利用割合が図化されており、これを見ると特に上ノ島の少年の利用数、利用率も断トツに高いというところがこの表から伺えるのであるが、特に先ほど説明いただいたように子どもの居場所事業に力を入れられているということである。その効果が出ているのではないかとと思われるが、その辺について詳しく教えていただけないか。

所 長：子どもの居場所事業については、毎日放課後の時間にこのセンターを開放しているもので、資料の右側の写真にもあるようにちょっとした体育館みたいなところもあり、運動もできるような仕組みになっている。そういったことで活発に遊びたい子どもたちがたくさん来ていただいているように思う。毎日子どもの居場所事業を行っているが、校区でいうと立花中学校校区になり、いわゆる学校、家庭とは異なる第三の居場所として活用してもらっている。センターは3年前に建て替えがあり、そこで一旦子どもたちの利用も刷新する形になってしまったのである。3年を超えて4年目を迎えてその中で徐々にというか、急激にというべきかわからないが、子どもたちにとって居やすい場所として定着してきたのかなというふうに考えている。

また、ただ居場所を開放するだけではなく、職員が集団遊びを先導し、子どもたち同士の交流を育むとか、また強制はないため自分たちで遊ぶのもいいし、あとは宿題をしたいということであれば自習スペースを設けているので、そこには職員も関わって勉強を見ることがもしている。いろいろな角度で、子どもたちが居場所として居やすいように事業展開をさせていただいている。

委 員：今子どもたちが集団で遊ぶということが、特にコロナ以降なくなっている。子どもたちの発達と集団遊びというのは、非常に重要なポイントだと思うので、今後も頑張っていただきたい。

会 長：上ノ島は1番バッテリーで緊張感もあり、質問もたくさん出たと思う。委員もおっしゃっていたように24ページを見ると、この表の中ではセンターの状況がそれぞれ違っていて、上ノ島はもともと非常に利用数が多いということと、そして、利用の世代として子どもが多く利用されている。体育館も開放しているということである。

では、次は神崎にお願いしたい。

－地域総合センター神崎について－

所 長：－資料をもとに説明－

会 長：神崎について、何か質問はあるか。

委 員：事務局に確認させていただきたい。7ページ資料1－2について、今説明いただいたが、利用状況のところで、地域交流事業811回8,901人というふうに記載されている。配布されている18ページ資料3－1の数字とここの人数が合わない。単純なミスかどうか教えてほしい。

会 長：ほかのセンターの発表もあるので、この数字については事務局の方で確認していただいて、もう少し最後の方で報告いただくということで委員よろしいか。

委 員：結構であるが、この資料自体指定管理者に作成していただいているということで、事務局の方でその人数の差異については、チェックしなかったということであろう。多分7ページ資料1－2のそれぞれ自立支援事業、地域交流事業、人権啓発事業を足すと18ページ資料3－1の数と合っているので、地域交流事業の数が間違っているのではないかというふうに思う。これはスマイルひろばと事務局とで相談させていただきたいと思う。

会 長：細かい表の数字については、確認していただいて修正が必要であれば正しいものを出していただくということでよろしいか。（→後日委員に内容説明を行い、了承を得た。その旨会長にも報告済み。資料の修正は不要。）

委 員：7ページ資料1－2の④方向性のところに「社会性を身に着ける礎の施設としての役割を果たす。」とあるが、少しここを伺いたいと思う。というのは学校との連携を図っているということであるが、子どもたちの中には学校に行きづらく、家庭にも居づらく、そして社会そのものが生きづらいという子がいる。何度も居場所という言葉が出てきているが、その子たちの居場所としての役割が隣保館であると思っている。ここに記載されている「社会性を身に着ける」というところをどのようなふうと考えているのかを聞かせていただきたい。

所 長：例えば当センターの場合は、中高生に卓球やビリヤード、ボードゲームなどを提供するわけであるが、それを返却せずに帰るとか、物を壊してしまうとか、そういうことが多々あるので、そういう場合には、少なくとも自分がこういうことで壊しました、潰しましたということをきちんと報告することを徹底しているところである。特にそれによって怒るかそういうことではなく、少なくとも悪いことをしたと伝えてもらうことを徹底しているのである。

会 長：子どもたちに教育的な指導を行っているということか。

所 長：そのとおりである。

委 員：隣保館としてはどうなのか。行為は恐らく何らかのメッセージかもしれないというふうにも思う。悪いことを悪いことと捉えるだけではなく、私が提起していいのかわからないが、その背景にもしかしたら子どもたちが伝えようとしているメッセージとか、あるいは言葉にならないしんどさとかがあるかもしれないと思うので、是非隣保館としてその辺りも拾っていただければうれしいなと思うのである。

所 長：少なくとも我々が注意するのは責めるためではなく、物を潰したら潰しましたというようなことを明確に言ってもらって、自分たちが悪いことしたのだということを悟らせるだけ

で決して叱ったりはしない。

会 長：神崎に集う子どもたちは、以前から学校から直接センターに行くということを校長先生とのコミュニケーションの中で仕組みができており、非常に子どもたちの利用が促進されたという面が評価されている。

今回は小田北中の別室登校事業、つまり学校の時間中でもこのセンターに来られるという新しい取組をされているというのがよくわかった。

委 員：経理の関係はいかがか。

所 長：経理の関係は、担当者の方から物品を買いたいというような申し出があれば、所長の私がOKを出し、それらの購入時にはきちんとした領収証などをもらう。その後私の方から支払を行い、記帳についても私が行っている。

委 員：所長は経理担当もしているということか。

所 長：購入は担当者が行い、支払は所長の私が行っている。

会 長：質問はよろしいか。

各所長は5分の発表ということは理解いただいていると思うので、引き続きお願いしたい。
次は水堂である。

ー地域総合センター水堂についてー

所 長：ー資料をもとに説明ー

会 長：今年度から新所長に変わられたということで、ユニフォームを新たにしたり、センターだよりを増やされたり、いろいろ取組をされている。

まず、委員の経理の質問についてお願いしたい。

所 長：経理は起案、決裁という形であくまでもこれは分けており、各職員で欲しい物があれば、庶務担当のところに見積書を提出する。庶務担当は見積書を比べて適正なものを選択して起案し、それを所長が承認する。最終経理担当が支払うということで、会計のソフトは弥生会計で管理している。

委 員：ユニフォームのアイディアはすごくいいと思う。ただ心配だったのが、ユニフォームというのは、信頼を表現するものになっていると思うので、管理をしっかりしていただきたい。例えば辞められた方のユニフォームをそのままにしておくと、誰に渡るかわからない。いろいろな人が着用して、「なりすまし」ということも考えられるので、ユニフォームの管理は是非しっかりしていただきたい。

所 長：これを貸与する時、枚数とサイズを確認してそれぞれ捺印してもらっている。あくまでも貸与なので、辞めるときは回収する。

会 長：ほかのセンターもユニフォームを作っておられると思うので、是非参考にさせていただきたい。

ほかいかがか。少し時間が押しているので、簡略にお願いしたい。

委 員：③課題のところで「隣保事業士を増やす。」というのがあるが、これに対して27ページのモニタリング評価表の方では、人件費が約1割、300万円の未執行というか、使わないで済んだというのが、数字として出ている。これは今人手不足というのは、どこも苦しいところだと思うが、その辺のところはどうか。

会 長：こちらに関しては事務局の方からお願いしたい。

事務局：モニタリング評価表に関しては、後ほど別に説明させていただくので、その際決算の数値みたいなものについても申し上げたい。簡単に説明すると、ここは人が辞めた分の人件費が浮いたということで、補充がなかった部分の300万円が要因である。

会 長：委員、モニタリング評価表については、6センター分の所長それぞれの説明が終わって、その後全体のところで見るので、了承いただきたい。

ほかは質問よろしいか。

続いて今北をお願いしたい。今北に関しては、所長が委員に入られているので、副所長が発表する。

ー地域総合センター今北についてー

副所長：ー資料をもとに説明ー

会 長：それでは、先に経理の体制について説明願いたい。

副所長：経理の体制については、事業の中で物を購入する場合は、まず起案書や企画書を出してもらって、それに対して所長、副所長が決裁を行う。それから購入物が決裁された時点で、経理担当が記帳を行うという体制を取っている。

委 員：発注は誰が行うのか。承認を受けてから発注するのか。

副所長：発注については、その企画を担当している起案者になり、承認を受けてから発注するという形を取っている。

会 長：そのほかの質問はあるか。

委 員：これは6センター全部をお願いということになるのだが、利用者ニーズについて恐らく6センターそれぞれが様々な工夫を凝らしながらやっていると思う。今北でも「地域のニーズ」という言葉が出てきたが、それを踏まえてのお願いなのだが、本日委員が冒頭の自己紹介でおっしゃっていたように、調査研究という部分がセンターとしては重要なところだと思う。意識調査をされたり、あと国勢調査の分析などもされたりしているので、恐らく各センターの地域のニーズというのがそのデータや数字からも見えてくだろうと想像できる。是非6センターの研修で委員に来ていただいて、お話をしていただくなど、そうしたニーズの拾い方というのを委員の専門性をお借りしながら、事業に反映していただけたらいいのではないかと思います。

会 長：これは助言ということで、ほかのセンターもニーズ、ニーズと簡単に言うけれど、1人だけの声なのか、広く拾ったものなのかというのをその都度見直していただきたいと思う。それから、私が少し気になったのが、「地域の高齢化が進み、今後、利用者の減少が予想される」について、地域の高齢化は市内全域にあると思うのだが、だから利用者が減少するのかということに関しては、ここはつながらないのではないかとこのように考える。特に尼崎の場合は、平たい土地で自転車でも結構動けるので、地域というのがどの範囲なのか。案外利用者は、もっと広い範囲で動けるのではないかと。これは、是非一考いただきたい。先ほど水堂がセンターだよりの配布を増やしたとあったが、利用者が在住しているのであろう地域の把握、もう少し広めてみるということをすれば、実際には利用者の減少にはならないのではないかと思いますので、是非一考いただきたい。

ほかよろしいか。

続いて南武庫之荘にお願いしたい。

ー地域総合センター南武庫之荘についてー

所 長：ー資料をもとに説明ー

会 長：経理の体制についてお願いしたい。

人権啓発協会：センターの方では、事業ごとの担当者がおり、それを統括する経理担当がいる。そこでそれぞれの事業に関わる必要経費などの決裁をセンターの中で上げた後、人権啓発協会の方で最終確認をさせていただいている。センターと市役所の7階にある人権啓発協会は、会計システムでつながっているの、会計全体を協会の方で見ることができ、そこで最終確認をして支出をするということをしている。

委 員：必要な物品などの起案が出た場合、誰が承認するのか。

人権啓発協会：一応センターの方で承認し、最終協会の方で確認して支出まで行っている。

会 長：経理以外のことで質問はあるか。

委 員：センターの利用状況を見ると、非常に増えているというのが一目瞭然で、それが子どもの居場所に関するものだというふうには少し伺っていたのだが、これはやはり南武庫之荘地域で居場所的なものが少ないっていうことの反映なのか。又は何か大体的な呼びかけなどそういう工夫をされて、たくさん来られたのか。その辺の要因を教えていただきたい。

所 長：PRということであれば、センターだよりを通じて居場所的なものがあるというようなPRを行っている。

人権啓発協会：少し補足させていただきたい。子どもの居場所事業であるが、この事業については昨年の4月から新規事業として実施している。委員は地域のことをよく御存じだと思うが、地域には改良住宅がたくさんある。一旦子どもが改良住宅に入ってしまうと、なかなか表に出ない。最近は公園などもあるが、公園も非常に危険なところというイメージで、家で閉じこもっている子どもたちがたくさんいる状況である。そういう状況の中で子どもたちが安心して遊べる場所を提供しようということで、南武庫之荘の小学校の先生とも話をしながら、いわゆる居場所事業の実施をしているところである。そういったこともあり、子どもの来館人数、居場所事業の参加の数字が上がったというふうに考えている。

会 長：センターが子どもの居場所事業というものを昨年度新たに取り組み、子どもたちが自由に來ることができる場所として認識が広がってきているということであろう。

委 員：④方向性の中で、「子育て世代への新規事業の実施などを鋭意検討する。」というのがあるが、今市内のいろいろな団体や市の施設などで子育て事業に非常に力を入れているのはどこも一緒である。その中で0歳児、1歳児、2歳児、ここは非常に参加率が高い。これが3歳以降になると、親子共々来なくなってしまうというのが現状であり、どこでも起きているのである。これは育休の問題と尼崎の子育て世代、特に乳幼児の子育て世代は、フルタイムの共働きの率が非常に高いという部分で、市全体のいろいろなところにカバーしないといけない人たちがたくさんおり、この方たちは保育所に子どもを預けて仕事に行っているのである。市の事業、公共施設によっては、また地域課の事業でも平日しか実

施されないのである。そのような中で、これを今後検討していくというところについては、親の会社が休みの土日など、そういう方たちを重点的に取り込めるように、親子共々の居場所になれるような事業を育休が終わった人たち向けに考えていただけたらと思う。これは意見として聞いていただきたい。

会 長：センターは日曜日が休館となっているので、何か工夫をしていただければと思う。よろしいか。

続いての塚口は、本日は昨年度の報告となるので、ハウスビルシステムの方から報告ということになる。ただ、今回あえて新年度からすでに始まっている新しい指定管理者の方にもお越しいただいた。この審議会がどのように運営されているかを知り、それから、引き続いて地域住民のための事業をしていただきたいので、新指定管理者にも来ていただいている。

ー地域総合センター塚口についてー

所 長：ー資料をもとに説明ー

所 長：経理の説明の方をさせていただきたい。当センター内には経理部というのではない。欲しい物に関しては、所長の私が取りまとめてそれを株式会社である各会社の方、前まではハウスビルシステム、現在は大林ファシリティーズの方に稟議を上げる形になっている。その稟議が経理を通り、さらにそこから管理部の方で承認を得た上で執行となる。経理部に担当者が1人おり、支払から記帳まで経理担当が行う。

会 長：本日は昨年度の事業についての報告であったが、今回は新たな指定管理者に変わっているということもあり、これからこういうことを目指していくということも言っていた。質問はいかがか。

所長は変わらなかったということか。

所 長：私が所長であるが、現場所長であり、大林ファシリティーズの方から私の上司として統括管理マネージャーに就いている。

会 長：本社に在籍しているのか。

所 長：本社とセンターを行き来しており、現在も現場に週2、3回来ている。

会 長：何か質問はあるか。

委 員：12歳以下の対象の事業については課題とされているが、尼崎の中で中学生以下の人口が5万3,000人いる。園田地区に1万2,000人、立花地区に1万1,000人、合わせると40%ぐらいが立花園田エリアに集中している。その中で特に塚口のエリアは、阪急の利便性もあって子育て世代が今急激に増えているところである。この課題として12歳以下対象の事業拡大というのは大きなポイントになると思う。24ページのグラフでいくと、言われるように人数的に今までは少なかったというところで、どのような事業を考えているのか。またほかのセンターからの話で小学校との連携とか、チラシの配布で広報的なものを強化するとかという話があったが、今回についてはどのようなスタンスで考えているのかお聞かせ願いたい。

会 長：新年度のことについては、簡略にお願いしたい。本日は昨年度の事業評価であるので、それを踏まえての説明をお願いする。

所 長：新年度に関して簡単に申し上げると、小学生以下の事業に関しては、今回小学館集英社プロダクションの持っているノウハウを少しいただいて、そのノウハウを使った事業を考えている。

会 長：この「まんが living」という事業について、多分次の報告の際には小学生の利用が増えているのではないかと期待している。

委員よろしいか。

塚口のセンター近辺の三菱の社宅だった敷地に大きなマンションができる予定があるらしい。市は違っているかもしれないが、どんどん利用が増えると思うので、頑張りたい。

事務局：途中ではあるが、局長はこの後公務があるので、退席させていただきたい。

会 長：休憩なしでこのまま進めることとする。

今、議題 1 の各センターからの事業実施状況等の説明と質疑が終わった。

続いて議題 2 の令和 7 年度（令和 6 年度末時点）指定管理評価（最終評価）についての議題に移らせていただきたい。事務局、説明願いたい。

（2）令和 7 年度（令和 6 年度末時点）指定管理評価（最終評価）について

事務局：一資料をもとに説明一

会 長：資料が多く、特に新しい委員には見にくかったかもしれないが、今全体をモニタリング評価表から報告いただいた。これも含めて 6 センターの発表に関してでも質問等あればお願いしたい。

委 員：23 ページ資料 5 にセンターの相談件数が示されている。センターの役割として、居場所であるとか、文化的な感じであるとか、それと同じぐらい重要なのがこの相談事業というところになると思うのである。ここに 3 年間のデータが出ているが、それぞれ母数と令和 4 年度の人数に大分違いがあるのを考慮した上で、神崎については、令和 4 年度 281 件が令和 6 年度 43 件で、ほかのところは大体 30～40 件ぐらいの減なのだが、神崎だけが顕著に減っている。これはもう相談する必要がある人がなくなったのか。いや恐らくそのようなことはないと思う。

会 長：委員、申し訳ないがその件については、事務局に説明していただく。以前の審議会の方で、こちらの数字については説明いただいているのだが、今回初めて見られる方にも説明をお願いしたい。

事務局：確かに全体的に減少傾向にあるのだが、特に神崎だけが非常に大きく落ち込みが見られるということである。この計算の仕方自体も少し問題があるのだが、相談をする側が少なくなったというよりも受ける側の事情なのである。要は民生委員をしていた職員がおり、そういう立場でも相談を受けたりするので、それをカウントしていたのだが、民生委員を辞めてからはほかの方に相談するようになった。これが実態である。人的な要素が出たということである。

会 長：つまり、以前の数字には民生委員をされている職員が受けた相談件数というのが入っており、ある意味センター職員としての相談として少し不分明な点があった。今回は数が大きく減っているという説明を前回もしていただいた。

委員、よろしいか。

ほか質問はあるか。少し時間が過ぎてしまって申し訳ない。

先ほどの経費の状況（南武庫之荘）についてあるが、はっきり言って大きな600万円以上の赤字を単年度で出しても、それを抱えられるだけの強い本体があるということであろう。それと5年間の指定管理期間の中で、できる限りの指定管理事業をそこに反映しようと考えられないかということである。さらに、大きくプラスが出たところというのが、実はそれは工夫して、それだけの黒字が出たのではなかった。人が辞めたなど明らかにマイナス要因があり、補充ができなかったという意味では決して喜ばしくない黒字であったというのが今回はっきり見えたと思う。ここについては、新しい体制になられたところもあるので、是非とも次回の審議会で、改善されたことを報告いただきたいと思います。

人権啓発協会：今の話に関連して発言したい。

会 長：短めをお願いしたい。

人権啓発協会：南武庫之荘の指定管理ということで、もう一度資料の29ページを見ていただければと思う。単年度の決算で692万4,479円が赤字になっている。その内訳については、想定外の修繕費、約120万円を要したが、これは窓ガラスや手すり、空調機、配水管、網戸を修繕した。また、新たに施設案内の看板の設置、そのほか高木のせん定、除草、産業廃棄物の処理と合わせて約160万円使用した。さらに、当センターは先ほど話があったように、令和5年度に延命工事として大規模改修工事を実施しており、それに合わせて令和6年度に利用者が休息休憩するスペースの整備のため、テーブル、椅子を新しく買い替えて設置するとともに、防犯のため、施設入口の全てに防犯カメラを設置し、集会室の研修用の机も買い換え、その費用に約520万円かけた。センターの利用者に新鮮で気持ち良く使いやすくなってもらいたく、指定管理料を利用者に還元するといった使い方をしたためその結果、赤字が生じたものである。次に赤字の補填であるが、令和2年度からの4年間の指定管理料を使い切れなかった余剰金を投入し、令和6年度に生じた赤字補填をしたものである。令和2年度からの余剰金は4年間で約712万円があったので、そこから今回約700万円を使用し、おおむね使い切っている状況である。

会 長：指定管理制度というものは、実際には難しくて仕事をしない方がお金は残る。それでも構わないのかという問題もあり、解決策として特に本体がしっかりしている公益社団法人であれば、5年間をトータルに見て、この指定管理という制度を市民に還元できる形を取っているということで一つのモデルケースとして示していただけたらと思う。是非ほかのセンターは参考にしていきたい。特に新しい指定管理者は参考にしていきたいと思う。

議題3に移らせていただいてよろしいか。それでは、小委員会の設置について、事務局からお願いしたい。

（3）小委員会の設置について

事務局：本日は運営審議会の総会ということで、委員の皆様全員に集まっていただいている。本審議会では、総会の開催に先立ち、事前に評価内容等を協議いただくため、小委員会を以前より

設置してきた。今年度においても、指定管理者に対する適正な評価モニタリングを実施するため、小委員会を設置していきたいと考えている。構成員については、学識経験者の区分で委員に就任いただいている会長、副会長のほか3名の委員の計5人をお願いしたいと考えている。

会 長：今日おわかりになったと思うが、それぞれのセンターが工夫もしておられてその6センター全部の評価になるので、一旦学識経験者である委員で構成する小委員会で副会長のほか3名の委員、それから私の5人で精査させていただくということで、皆さんこのことについて、異議はないか。

全員：異議なし

会 長：それでは、5人を小委員会の委員として決定する。今年度はまず小委員会で評価を行い、素案を作成して皆さんに提示することとする。

では、最後の議題4のその他ということで事務局の説明をお願いしたい。

（4）その他

① 指定管理者職員研修の報告について（事務局説明）

② 今後のスケジュールについて（事務局説明）

会 長：職員研修の講師をされた委員には、研修内容の報告をいただきましたかったが、時間の関係で省略させていただきたい。

では、議題はこれにて全部終了した。

各所長の皆さんはそれぞれ苦勞しておられると思う。その中でほかのセンターの良いところを取り入れて、ライバルではなく、仲間として協働していただけたらと思う。

本日出席された皆さんに感謝申し上げる。

4 閉会

以 上